## 巴波川浸水対策検討会 規 約

(名称)

第1条 本会は「巴波川浸水対策検討会」(以下、「会議」という。)と称する。 (設置者)

第2条 会議は巴波川の管理者である栃木県が設置する。

(目的)

第3条 会議は、巴波川における水害による被害を防止・軽減するために必要な浸水 対策の技術的検討を行うことを目的とする。

(組織)

第4条 会議には委員、補助委員、事務局を置く。

(構成員)

第5条 委員等の構成員は下記メンバーをもって構成する。

(委員)

河川管理者 栃木県 県土整備部長

地元自治体 栃木市 副市長

知見を有する機関 国土交通省 関東地方整備局 河川部長

2 補助委員は、会議の業務に参画し委員を補佐するとともに、委員に事故が あるときは、これを代理する。

(補助委員)

栃木県県土整備部河川課長栃木市建設部

国土交通省 関東地方整備局 河川部 広域水管理官

3 会議の所掌業務の庶務を含めた実務を行うために、事務局を栃木県県土整備部河川課に置くとともに、事務局員は下記メンバーをもって構成する。

(事務局)

栃木県 県土整備部 河川課職員及び栃木土木事務所職員

栃木市 建設部 道路河川整備課職員 国土交通省 関東地方整備局 河川部 地域河川課職員

(運営)

- 第6条 会議には議長をおき、栃木県県土整備部長がこれを務める。
  - 2 会議は議長が招集する。
  - 3 議長は会議の目的を遂行するために必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
  - 4 委員の任期は原則として令和8年3月31日までとする。

(議事)

- 第7条 会議は非公開とする。
  - 2 会議は議事要旨を作成する。
  - 3 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づく 請求があった場合は、会議資料を公開する。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮りこれを定める。

(附則)

この規約は令和2年2月12日より適用する。